

我が国中小企業会計の概念フレームワーク に関する一考察

引 地 夏奈子
石 橋 翔 太

I. はじめに

企業は大きく大規模上場企業と中小規模非上場企業（中小企業）とに分類される。経済のグローバル化に伴い、大企業は会計制度も国際的な統合を目指すこととなり、その一方で中小企業はその影響を出来るだけ回避し、ローカルな制度条件と企業属性を加味した会計制度を目指すこととなった。つまり「中小企業会計の前提は、中小企業と大企業の企業属性の相違である。企業属性が異なれば、そこで営まれる会計慣行も異なり、会計慣行が異なれば会計基準も異なるとする認識が、中小企業会計の理論的前提となる¹」。また会計の目的が異なれば、会計基準も異なるとも考えられる。

このような考え方に基づき、中小企業には大企業の会計基準とは別個・独自の会計基準を設定するアプローチに従い、別個の中小企業会計基準を設定するに至った。置かれている状況、企業属性や会計目的等に応じて中小企業の実態をより適切に示した財務諸表の方が、社会的信頼性を高めることができると考えられるので、大企業会計基準とは別個の中小企業会計基準が必要と考えられ

1 河崎 [2014]、8頁。

たのである。

この中小企業会計基準に関しては、現在 2005年 8月に日本商工会議所等が公表した「中小企業の会計に関する指針」（以下、「指針」という）（日本商工会議所等 [2005]）、2012年 2月に中小企業の会計に関する検討会が公表した「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、「要領」という）（中小企業の会計に関する検討会 [2012]）が並列して存在している（以下、この2つを合わせて「中小企業会計基準」とする）。これら我が国の中小企業会計基準については概念フレームワークが明示されておらず、内的整合性のある一貫した会計基準を設定するためには、これらの中小企業会計基準の基礎となる概念フレームワークが重要であると考えられる。このような状況の下において、本稿では文献研究に基づき、我が国中小企業にとって最適な概念フレームワークはいかなるものであるかについて考察を行う。

Ⅱ. 中小企業の範囲と中小企業会計の適用範囲

我が国の中小企業の数は一企業数の99.7%²を占めている。しかし、中小企業の定義として定まったものはなく、中小企業基本法により中小企業者の範囲が示されており、法律上では、中小企業基本法 2条が中小企業の定義と範囲とされている。以下の表 1は、中小企業の定義と範囲を示したものである。

中小企業の定義と範囲は、明確な規定がなく法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なっている。中小企業会計基準は、中小企業の計算書類作成に係る会計基準であることから、会社法の規定に則って、適用範囲を規定している。以下では、(1) 指針及び(2) 要領の適用範囲について述べている。

(1) 指針の適用範囲について

指針では適用範囲となる会社を中小企業とし、「金融商品取引法の適応を受け

2 中小企業庁調査室「2017年版中小企業白書概要」1頁。

表1 「中小企業の定義と範囲」

業種分類	中小企業基本法の定義
①製造業・建設業 運輸業・その他の業種 (②～④は除く)	資本金の額又は出資額の総額が3億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
②卸売業	資本金の額又は出資額の総額が1億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
③小売業	資本金の額又は出資額の総額が5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
④サービス業	資本金の額又は出資額の総額が5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(出所:中小企業基本法2条から筆者作成。)

る会社並びにその子会社及び関連会社」、「会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む）及びその子会社」を除く株式会社としている。

これらの株式会社は公認会計士または監査法人の監査を受けるため、会計基準に基づき計算書類(財務諸表)を作成することから、指針の適用対象外としている。また、特例有限会社・合名会社・合資会社または合同会社についても、計算書類を作成するに当たり、指針に拠ることが推奨されている。

(2) 要領の適用範囲について

要領では適用範囲となる会社を中小企業とし、「金融商品取引法の規制の適用対象会社」「会社法上の会計監査人設置会社」を除く株式会社を想定している。

指針では、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、指針に拠ることが適当であるとされている。また、特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、計算書類を作成するに当たり、指針に拠ることが推奨されているが、要領を利用することもできる。

中小企業会計基準では、適用範囲を企業の規模で規定していない。また、会計参与設置会社及び特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社は指針に拠って計算書類を作成することが推奨されているが、指針・要領どちらも、会

表2 「中小企業会計基準の適用範囲」

	中小企業会計基準	
	中小会計指針	中小会計要領
適用される	①②以外の株式会社 ①金融商品取引法の適応を受ける会社並びにその子会社及び関連会社 ②会計監査人を設置する会社(大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。)及びその子会社	①②以外の株式会社 ①金融商品取引法の規制の適用対象会社 ②会社法上の会計監査人設置会社
適用されない	①金融商品取引法の適応を受ける会社並びにその子会社及び関連会社 ②会計監査人を設置する会社(大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。)及びその子会社	①金融商品取引法の規制の適用対象会社 ②会社法上の会計監査人設置会社
会計参与設置会社及び特例有限会社合名会社合資会社合同会社	適用推奨	適用可能

(出所:日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会(2018)から筆者作成。)

社法上で「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」であることから、どちらを利用するかは、企業の判断に任される。

Ⅲ. 中小企業会計の概念フレームワークの必要性

中小企業会計基準の設定アプローチとして、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチがある。両者の設定アプローチから、会計基準の独自性を述べた上で、中小企業会計基準の概念フレームワークの必要性について述べていく。

(1) 指針の設定アプローチについて

指針の設定アプローチとして、トップダウン・アプローチを採用している。

河崎照行「新『概念フレームワーク』と中小企業会計（2013）」では、「トップダウン・アプローチとは、「大企業（公開企業）向け会計基準」から出発し、その簡素化によって中小企業会計基準を生成するアプローチをいう。³」と述べている。そのため、トップダウン・アプローチによって設定された指針は、大企業用の会計基準の簡易版だと位置付けられている。

指針の総論「本指針作成に当たっての方針」の要点では、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。⁴」と記述されており、この記述だけでは、大企業と中小企業は同じ会計基準で会計処理を用いなければならない。これでは、既存の概念フレームワークが中小企業にも適用されるべきであり、「中小企業会計基準の概念フレームワーク」の必要性が薄れてしまう。

しかし、指針の総論「本指針作成に当たっての方針」の要点の記述には続きがあり、「しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。⁵」と記述されている。このことから、コスト・ベネフィットを根拠とし、会計処理の簡便化や税法基準による会計処理を認めることによって、指針は大企業向け会計基準とは別の基準として考えるべきである。

以上のことから、指針は大企業向け会計基準の簡略版と位置づけられているが、会計処理の簡便化や税法基準による会計処理を認めることで、指針は大企業とは別の中小企業独自の会計基準である。

（2）要領の設定アプローチについて

要領の策定アプローチとして、ボトムアップ・アプローチを採用している。

河崎照行「新『概念フレームワーク』と中小企業会計（2013）」では、「ボト

3 河崎 [2013]、71頁。

4 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会 [2018]、3頁。

5 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会 [2018]、3頁。

ムアップ・アプローチとは、中小企業の属性を検討することから出発し、中小企業の実態に即した会計基準を生成するアプローチをいう。⁶と述べている。ここでいう属性とは、所有と経営の分離・限定的な利害関係者・強いとは言い難い内部統制機能である。

所有と経営の分離については、大企業では、会社の所有者と会社の経営者として分離がみられるが、中小企業では、会社の所有主が経営者の場合が多くみられるため、所有と経営が未分離である。次に、限定的な利害関係者については、大企業では、株主・投資家・金融機関などの利害関係者の範囲が広いのに対し、中小企業では、金融機関や取引先と限定的な利害関係者となる。また、曖昧な内部統制について、大企業では、十分な内部統制の整備がされているのに対し、中小企業では、内部統制の整備が不十分な企業が多くみられる。

このように、中小企業と大企業では、その企業の属性が違うためボトムアップ・アプローチにより設定された要領は中小企業独自の会計基準である。

これまで、中小企業会計基準の設定アプローチから中小企業会計基準の独自性について述べてきた。指針・要領ともに、大企業用の会計基準とは異なる中小企業独自の会計基準である。そのため、これらの中小企業会計基準について概念フレームワークが明示的に示されていない。内的整合性のある一貫した会計基準を設定するためには、中小企業会計基準を基礎づける「中小企業会計の概念フレームワーク」を設定する必要があると考える。

IV. 財務会計の概念フレームワークの導入背景とその内容

ここでは日本の会計基準委員会が発表した討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（以下、日本版概念フレームワーク）が設定された背景とその役割・内容を明らかにする。日本の特徴を明らかにするために、まずはFinancial Accounting Standards Board（以下、FASB）とInternational Accounting Standards

6 河崎照行 [2013]、72頁。

Committee（以下、IASB）の概念フレームワークについて簡単に概略をまとめる。

（1）FASBの「概念フレームワーク」について

FASBは概念フレームワークにあたる「概念書（Statement of Financial Accounting Concepts; 以下、SFAC）」を1978年以降、7つ公表している⁷。SFAC 3は、SFAC 6の代替となるものであるもので、実質としては6つとなる。アメリカでは、1973年以降、FASBが会計基準の設定主体となっている。SFACの検討が始められる前の会計基準は以下のようなものであった。

SFACの検討以前の会計基準は、当時会計原則（Accounting Principles）と呼ばれており、これらは実務において広く使用されているものを会計基準として公表されたものであり、多くの代替案が認められた。その結果、代替案を減らす要望があったにもかかわらず、それへの対応力の限界が露呈された。また、ピースミール方式で対処してきたため、基本的な考え方が確立されることはなく、新しく生じる数々の問題に対して対応できずにもいた。さらに、包括的な基礎的理論や明確な目的が示されていなかったことから、体系的な欠如や基準間の矛盾が明らかとなり、会計基準全体への信頼性が薄れ、時代の変化に即した規範的機能を果たし得ないこととなっていた。

このような欠点や一般的な批判を受け、FASBは基礎概念の定義が不可欠と考え、新たに生じた課題に対応するためのSFAC作成に取り組んだのである。

SFACの内容や役割は、上述した欠点や批判に対応したものとなっており、

7 7つは以下の通り。①概念書第1号『営利企業の財務報告の目的』（SFAC 1：Objective of Financial Reporting by Business Enterprises）、1978。②概念書第2号『会計情報の質的特徴』（SFAC 2：Qualitative Characteristics of Accounting Information）、1980。③概念書第3号『営利企業の財務諸表の構成要素』（SFAC 3：Elements of Financial Statements by Business Enterprises）、1980。④概念書第4号『非営利組織の財務報告の目的』（SFAC 4：Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations）、1980。⑤概念書第5号『営利企業の財務諸表における認識と測定』（SFAC 5：Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises）、1984。⑥概念書第6号『財務諸表の構成要素』（SFAC 6：Elements of Financial Statements）、1985。⑦概念書第7号『会計測定におけるキャッシュフロー情報と現在価値の会計』（SFAC 7：Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements）、2000年。

概略は以下の通りである⁸。

・概念フレームワークの目的は、財務会計基準および財務報告基準を形成するための基礎となる基本目的及び根本原理を明らかにすることにある。

・概念フレームワークは、首尾一貫した会計基準を導き出し、かつ財務会計及び財務報告の本質、機能及び限界を規定する役割を持つ。そのような役割を果たすため、概念フレームワークの内容は、相互に関連する基本目的ならびに基本原理の統合的な体系となっている。

・ここにいう基本目的とは、財務報告の目標および目的を明らかにするものである。根本原理とは、財務会計の基礎的諸概念であり、具体的には、会計処理の対象とされるべき取引、事象および環境要因の選択の指針、それらの認識および測定、ならびに利害関係者集団に対してそれらを要約および伝達する手段の指針となる概念である。

・概念フレームワークは、財務報告の構造および方向性を示すことによって、資本市場が経済における資源の配分を効率的に機能させることを促進する上で有用で公平な財務情報の提供を容易にし、持って一般大衆の利益を擁護する社会的役割を果たすと考えられる。

・基本目的の確立、根本的諸概念の明確化は、財務会計や財務報告上の諸問題を直接解決するものではない。むしろ、基本目的は、諸問題を解決するための方向づけを与え、諸概念はそのための手がかりを与えるという役割を持つ。

(2) IASCの「概念フレームワーク」について

IASCは1973年に設立され、1975年以降、国際会計基準 (International Accounting Standard、以下、IAS) を順次公表してきた。しかし、当初のIASは選択肢が多すぎて真の基準となり得ないと各方面から評価されることはなかった⁹。しかし、1986年に証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions、以下、IOSCO) が各国の証券市場を規制する政府機関として設立された。これが会計の国際調和化を目指すIASCの活動を支持し、諮問グループの一員として関わることとなった。IOSCOは従来IASの課題である「比較

8 IASC [1989]、para.1。

9 村山 [1989]、4頁。

可能性の欠如」の改善をIASCに求め、IASCはこれに応える形で委員会を組織し、改善を図った。そしてその改善のためには、基本的な目的や理念を明確にした概念フレームワークの必要性が認識され、改善作業に並行して概念フレームワークの作成作業を行ったのである。その結果、1993年、いったんの完成をみたが、その後もIOSCOから提起されたコア・スタンダードの完成に向けて精力的に取り組み、1999年に完成、2000年1月にIOSCOがそれを承認することとなった。

IASCは「本フレームワークは、外部の利用者のための財務諸表の作成及び表示の基礎をなす諸概念を述べたものである」とその性格づけを行った上で、フレームワークの目的として、7項目をあげているが、重要なものは以下4項目である。

- ・ IASC理事会が、将来の国際会計基準の作成と現行の国際会計基準の見直しを行うのに役立てること。
- ・ 国際会計基準によって認められている代替的な会計処理の数を削減するための基礎を提供することによって、IASC理事会が財務諸表の表示に関する規則、会計基準及び手続きの調和を促進するのに役立てること。
- ・ 国内基準を作成する各国の会計基準設定主体の助けとなること。
- ・ 財務諸表の作成者が、国際会計基準を適用し、また、国際会計基準の主題になっていないテーマを処理する際に役立てること。

以上のように、IASCとFASBの概念フレームワークの内容や役割にそれほどの相違はない。概念フレームワークは会計基準設定の基礎であり、会計基準の解釈や運営の指針、会計基準全体の基礎概念を明らかにすることが期待されているのである。

(3) 「日本版概念フレームワーク」について

日本版概念フレームワークが設定された背景として、二つの要因が考えられる¹⁰。一つは、国内事情として、諸々の会計基準の基礎となる包括的な概念体系が必要になってきたことが考えられる。もう一つは、国際事情として、EU

10 詳しくは豊田 [2007]、58-59頁。

から日本の会計基準が国際会計基準と同等のものであるという認知を獲得するためには、国際会計基準の体系に合わせた概念フレームワークを作成する必要があったことである。以下、それぞれについて考察する。

①国内事情からの要因

国内事情からの要因は、日本において経済環境の変化に伴い、従来の企業会計原則を中心とした会計制度の見直しや新しい課題に対応できる会計基準の整備が必要になってきたことから生じたものである。現行の多くの会計基準の土台となる基礎概念を整理し、将来の会計基準設定の際の指針となる基礎概念を体系付けることが必要となった。ASBJは「企業会計基準委員会では、わが国の会計基準を開発・設定していくにあたり、いわゆる概念フレームワークを明文化する必要性が各方面から指摘されたのを受け…¹¹」と、概念フレームワークの検討を始めた経緯を説明している。

経済活動が複雑化し、多岐にわたる現在において、会計も新しい課題に対応するためには、課題毎に精緻で実践可能な会計基準を必要とするため、従来の一般論を中心とした企業会計原則の部分的改正や追加では対処できなくなってきたのである。つまり、個別テーマ毎の新しい会計基準の設定が必要となったということである。しかし、新しい会計基準の設定にあたっては、当初（1997年以前）は新しい事態に対応できる会計処理の基準整備に重点が置かれ、近年（1998年以降）は、新しい事態に対応できる会計処理の基準整備に加え、先進諸外国との整合性が重視されたため、従来の企業会計原則の基本的考え方や基準全体内の整合性には十分な配慮が整備されてこなかった¹²。いわゆる「ピースミール方式」のその場しのぎ的な対応で処理がなされてきたのである。結果、多くの個別の会計基準が作成されたが、それらを包括する基本的考え方が不明確になってしまった。特に、これらの考え方と従来の企業会計原則の基本的考え方との乖離が鮮明となり。どちらが日本の会計基準の基本的考え方となるのかについて明確にする必要性が生じたのである。同時に、新しい会計基準の作成に当たっても、実務に先行した会計基準の設定が求められ、実務で一般に認め

11 ワーキンググループ討議資料「財務会計の概念フレームワーク」公表の経緯。

12 日本の会計基準を1997年を境に分けて考える根拠は、齋藤 [2005] 165頁による。

られた会計基準を帰納的に導き出すという従来のアプローチの採用が困難となった。求められるアプローチは、新しい事態に適切に対応可能でありかつ他の会計基準と整合性を保つことのできる演繹のアプローチであり、演繹の根幹をなす概念フレームワークが求められるようになってきた。

これらを踏まえ、ASBJは概念フレームワークに期待する役割について以下のように述べている。「この討議資料では、現行の企業会計（特に財務会計）の基礎にある前提や概念が要約・整理されており、その内容は、将来の会計基準の設定の指針になると期待されている。その指針によって、会計基準の体系的安定性が得られれば、会計基準の変化についての予見可能性が高まるであろう。そのことを通じて不確実な将来への対応をよりの確なものとし、企業や利害関係者に無用なコストが生じる事態を避けることも、この討議資料に期待される重要な役割である¹³」。これらの要因が概念フレームワークの設定を促したといえよう。この要因は国内事情を反映したものであり、これを重視すれば、日本独自の概念フレームワークが設定されることも十分ありうるのである。

②国際事情からの要因

世界経済の国際化に伴い、会計基準の国際化も急速に浸透してきた。つまり、国際会計基準が2005年からEUに導入されることが決定し、発展途上国の多くも国際会計基準導入の方向に動いている。またFASBもIASBと会計基準のコンバージェンスに向け、精力的に取り組んでいる。世界の流れは、国際会計基準の導入、すなわち国際会計基準へのコンバージェンスに向けて急速に進展しつつある。これに対し、日本の対応は世界の動向に比べて著しく遅れていると言わざるを得ない。日本は、個々の会計基準では国際会計基準の内容に沿ったものを導入してきたが、基準の体系や基本理念の見直しは着手すらされずにきた。また、国際会計基準への対応についての姿勢を明確にしていない。その中で、2005年問題がクローズアップされてきた。その内容は、EUの閣僚理事会が2002年6月に「EU内の上場企業は、2005年以降、国際会計基準の適用を要求し、EU以外の国の企業にもEU市場に上場するにあたっては国際会計基準と

13 ワーキンググループ討議資料「討議資料の役割」

同等と認められる会計基準の適用を求めた¹⁴ことに始まり、日本の会計基準が国際会計基準と同等か否かという問題がクローズアップされたことを指している。その後、紆余曲折はあったが2005年4月、EUの証券規制委員会が国際会計基準の同等性評価で日本に対して26項目の追加情報を要求する中間報告を発表した。ここで明らかになったことは、日本の会計基準と国際会計基準の違いが大きいという判断であり、日本の会計基準設定主体は早急な対応が求められた。これを契機に日本の会計基準を国際会計基準に近づけることが必須の課題として認識され、その課題への対応策の一環として日本版概念フレームワークを作成し、その内容もIASBやFASBとそれと同じような構成にする必要があったのである。この要因が概念フレームワークを設定する背景になったことについては、次の文章からもうかがえる。「概念フレームワークを記述する体系には、本来、多様な選択肢がありうるが、この討議資料の構成は、大枠で海外の先例に従っている。…（一部省略）…。さらに、海外と同一の構成を採用することによって、会計基準の国際的調和化をめぐるコミュニケーションも、より円滑になるであろう。¹⁵」

「基本となる前提や概念を要約・整理しておくことには、海外の基準設定主体との円滑なコミュニケーションに資する役割も期待されている。会計基準の国際的な調和（または収斂）が求められるなかで、会計基準の相違が何に起因しているのかについて説明が求められる機会は少なくない。この討議資料には、こうした説明のための有効な基盤となることも期待されている。¹⁶」

要するに、日本会計基準を国際会計基準と同等と認知してもらうためには、個々の日本会計基準を国際会計基準に合わせるだけでなく、概念フレームワークを含む会計基準の全体系を合わせるが必要になったと言える。従来の企業会計原則をベースにした会計基準の体系は、現在の経済環境やそれを処理するための会計基準の国際動向と大きく乖離しており、日本版概念フレームワークを発表することにより、過去との決別を内外に表明すると同時に、日本の

14 2002年6月7日、EUの閣僚理事会決定

15 ワーキンググループ討議資料「概念フレームワークの公表に当たって」 i - ii 頁

16 同上

会計基準の基本的考え方を明らかにする必要がある。この要因を重視すれば、日本独自の概念フレームワークの設定はあり得ず、基本は国際基準と合わせることが求められる。しかしASBJは、「会計基準の国際的な調和（または収斂）が求められるなかで、会計基準の相違が何に起因しているかについて説明を求められる機会は少なくない。この討議資料には、そうした説明のための有効な基盤となることも期待されている。¹⁷⁾」と述べ、国際基準等に全面的に合わせることは批判的である。日本版概念フレームワークが設定された背景としてはこれら二つの要因を指摘できるが、今回の討議資料ではどちらの要因が強く意識されたのであろうか。これが日本版概念フレームワークの特徴に、大きな影響を与えていると考える。

ASBJの討議資料でみる限り、全体の構成は上述したように意識的にFASBやIASBの構成や体系と合わせている。しかし基本的スタンスや内容において、各所で大きく異なっている。例えば会計情報の質的特性の内容や体系も異なっており、また会計情報の構成要素の扱いも異なる。これらの相違の多くは、概念フレームワーク設定の背景に起因するものと考えられる。

概念フレームワークの役割については、概ね次の3点が指摘されている¹⁸⁾。

- 1) 将来の会計基準設定の指針になること
- 2) 会計基準の体系的安定性を得ることによって会計基準の変化についての予見可能性を高めること
- 3) 海外の基準設定主体との円滑なコミュニケーションに資すること

日本版概念フレームワーク（討議資料）の役割の特徴として、海外の基準設定主体との意志疎通を図る手段を提供し、日本基準の国際的認知を得たいという意向が強く感じられる。また現行の会計基準の基礎・前提を体系的に明らかにし、内的整合性を強調することによって、日本基準の論理性や日本の独自性を正当化しようとする意図も垣間見える。性格としては規範的というよりは記述的であるが、将来の会計基準設定の指針となることも想定されている。

17 同上、ii頁。

18 同上、i - ii頁。

V. 中小企業会計の概念フレームワークの検討

ここでは2009年7月にInternational Accounting Standards Board（以下、IASB）が公表した「中小企業のための国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards for Small and Medium-sized Entities：以下、IFRS for SMEs）」の第2節「諸概念および認められた諸原則（Sec.2 Concepts and Pervasive Principles：以下、IFRS for SMEs 第2節）を参考に、我が国における中小企業会計の概念フレームワークに関し、その必要性と内容について検討を行う。

以下検討を行うにあたり、まず株式を公開している大企業を対象とした日本版概念フレームワークの構成を整理すると以下の通りである。

- 財務報告の目的
- 会計情報の質的特性
- 財務諸表の構成要素
- 財務諸表における認識と測定

次にIFRS for SMEs 第2節で示された構成は以下の通りである。

- 中小企業の財務諸表の目的
- 財務諸表情報の質的特性
- 財政状態
- 経営成果
- 資産、負債、収益・利得、費用・損失の認識
- 資産、負債、収益・利得、費用・損失の測定
- 認められた認識・測定の諸原則
- 発生主義
- 財務諸表における認識
- 第一次的測定
- 第二次的測定
- 総額主義

日本版概念フレームワークとIFRS for SMEs 第2節における概念フレームワ

ークの構成は見出し項目の表現には違いがあるが、内容的にはほぼ同様となっている。

以下、日本版概念フレームワークをベースに4点を考察する。

(1) 中小企業会計の目的

日本版概念フレームワークは株式上場会社を対象としていることから、当然に財務報告の目的は第一に「投資家のための情報提供」とされている(第1章序文)¹⁹。同様にIFRS for SMEs 第2節の「中小企業の財務諸表の目的」においても、「中小企業の財務諸表は…各方面の財務諸表利用者 (a broad range of users) による経済的意思決定のための…有用な情報を提供すること」をもって第一義的な目的としている(2.2項)。これは、日本版概念フレームワーク、FASBの概念フレームワーク第1号およびIASCの概念フレームワークに見られる「財務報告の目的」ないし「財務諸表の目的」と内容において大差はみられない。IFRS for SMEsそのものは中小企業の財務諸表を対象としたものではあるが、「意思決定のための有用な情報の提供」という点で、他と同様の目的が示されている。ただし日本版概念フレームワークでは「投資家のため」であるのに対し、IFRS for SMEs 第2節においては「各方面の財務諸表利用者のため」と抽象的に表わされており、財務諸表利用者が具体的に示されていない。IFRS for SMEsは国際基準であるので抽象的な表現はやむをえないが、「有用な会計情報の提供」ということだけでは、大企業と中小企業の区別はつきにくい。

中小企業は証券市場に投資家をもたないので、その「財務報告の目的」ないし「財務諸表の目的」は、証券市場に株式を上場している大企業と比べてかなり性格の異なったものにならざるをえないだろう。つまり大企業そして中小企業における「財務報告の目的」ないし「財務諸表の目的」も共に、情報利用者のための経済的意思決定のために有用なものとして抽象的に捉えることができ

19 FASBの概念フレームワーク第1号(財務報告の目的)では、最初に「現在および将来の投資家、債権者その他の利用者の合理的な投資、融資その他の意思決定に資する有用な情報を提供すべきもの」としており(34項)、またIASCの概念フレームワークにおいてもまず、「財務諸表の目的は、さまざまな財務諸表利用者 (a wide range of users) が経済的意思決定を行うに当たって有用な、企業の財政状態、経営成果および財政状態の変動に関する情報を提供するところにある。」としている(12項)。

流が、両者の情報利用者には、量的そして質的に大きな相違ないし基本的な不一致があり、さらに情報利用の仕方にも大きな隔たりがあるといえよう。すなわち、中小企業には一般に使われる意味での投資家と呼ばれるものは存在しないとあってよい。また債権者については、指針は「中小企業でも資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、…利害関係者の利害調整に資する…役割が会計情報に求められることに変わりはない。」(6項)としているが、大企業と中小企業とでは債権者と企業の間力関係は全く異なるものであり、債権者側からする債権に対する担保確保の方法・手段も異なる。金融機関などの債権者は中小企業に対して、その提供する財務報告や財務諸表に多くを頼って対債務者(中小企業)債権管理を行っているとはいえない。また財務情報を参考にするとしても、それは中小企業側から提供されるものというよりは債権者側からの要求による毎月末の試算表等によっているというのが実情であろう。

こうした財務情報の利用面における質的相違は、経営者に対する財務情報提供のウエイトを相対的に高める結果を導く。企業規模の大小にかかわらず経営者が必要とする財務情報は、月次決算であろう。またその内容も、企業全体としての財務情報の他に、部門等別の経営成果情報や変動費・固定費情報の重要性が高くなるはずである。そしてこれらの会計情報、すなわち管理会計的な会計情報は大企業を前提とし、主として投資家を対象として考えられた「財務報告の目的」ないし「財務諸表の目的」には含まれてはいない。これに対して中小企業における会計情報の目的は、所有者に対する情報提供という点では形骸化しており、むしろ管理会計情報にこそ大きなウエイトまたは重要な利用目的が置かれているといえる。つまり中小企業においてはその作成する会計情報は企業内部において、経営者に対する自律的な経営管理情報としての必要性が高く、むしろそれこそが中小企業の会計の情報提供において重要性の高いものであるということが出来る。この点については指針も「中小企業の会計情報に期待される役割として 経営管理に資する意義も大きい」としている(「本指針作成に当たっての方針」および6項)。つまり、中小企業において必要とされる会計情報は、会社法の規定に準拠した所有者への情報提供であるとともに、自らの経営管理に資するために自律的に作成する頻度の高い経営者への情報提

供であるといえよう。後者は大企業を対象とした場合の「財務報告の目的」ないし「財務諸表の目的」に含まれてはいないはずである。

(2) 中小企業の会計情報の質的特性

まず日本版概念フレームワークにおいては、それが「投資家のための情報提供」をもって財務報告の第一目的としているところから、「会計情報に求められるもっとも重要な特性は、その目的にとっての有用性である」(第2章序文)。そして、この「意思決定有用性」を支える特性として、「意思決定との関連性」および「信頼性」を挙げており、さらに「意思決定との関連性」を支える特性として「情報価値の存在」と「情報ニーズの充足」を、また「信頼性」の下位概念として「中立性」、「検証可能性」および「比較可能性」を掲げている(第2章)²⁰。

これに対してIFRS for SMEs 第2節における「財務諸表情報の質的特性」は、IASBの概念フレームワークにおける「財務諸表の質的特性」と似通った特性を挙げており、これは「会計情報の質的特性」という問題を、有用な情報提供を目的とすることへの強調からか、企業規模を超えて抽象化して考えたものともみることできる。両者を比べてみると、少なくとも掲げられた「質的特性」に関する限り、一方が株式を公開している大企業を対象としたものであり、他方が中小企業を対象としたものであるという相違を強くは感じることができない。つまり、これではIFRSから独立したIFRS for SMEsを設けることの意義に疑問を持たざるを得ない状態であるといえよう。

なお、IFRS for SMEs 第2節における「財務諸表情報の質的特性」は、定義を掲げることなく、理解可能性、目的適合性、重要性、信頼性、実質主義、慎重性、完全性、比較可能性、適時性、費用対効果²¹を列挙している(2.4～2.14)。

20 FASBの概念フレームワーク第2号(会計情報の質的特性)においても、日本版概念フレームワーク同様、「意思決定の有用性」を中心として、それを階層的構造によって体系として示している(33項)。すなわち、対情報利用者固有の特性として「理解可能性」、意思決定に固有の一次的特性として「目的適合性と信頼性」、二次的・相互作用的特性として「比較可能性と中立性」、また第一次認識時における「重要性」、さらに基礎的制約として「費用対効果」を掲げている。

21 適時性と費用対効果はIASBの概念フレームワークにおいては、目的適合性と信頼性を有する情報への制約の下位概念の中に挙げられている。

定義は以下のIASCの概念フレームワークと同じである考えられる。

一方、IASCの概念フレームワークにおける「財務諸表の質的特性」は、「提供する会計情報を有用なものとする属性」をいい、理解可能性、目的適合性、信頼性および比較可能性の4つを主要なものとしている(24項)。またこれに関連したものとして、重要性、表示の忠実性、実質主義、中立性、慎重性、完全性、目的適合性と信頼性を有する情報への制約、真実公正な概観・適正表示を挙げている。

しかし、以上のような抽象的・観念的な考え方に対し、中小企業の実情・実態からみて独自の「中小企業の会計情報の質的特性」が考えられて当然と思われる。上述したように、中小企業の会計は特に管理会計的な性格が強い、もしくはもっているはずである。すなわち、中小企業会計において財務会計的な情報は大企業にものに比べてその社会的ニーズははるかに低い。その一方で経営管理者、特に経営者のための管理会計情報の必要性は高く不可欠のものであり、管理会計的な側面にその質的特性が大きく依存すべきといえよう。

(3) 中小企業の会計情報の構成要素

財務諸表が複式簿記を前提とするかぎり、その構成要素は資産、負債、純資産および収益、費用を基本とするものとなるはずである。しかし、財務諸表はその目的に合致した内容を表さなければならないことから、その構成要素はその目的に関連した役割を果たすものでなければならない。すなわちこうした立場から、日本版概念フレームワークは「財務諸表の構成要素」として資産、負債、純資産、株主資本、包括利益、純利益、収益、費用を挙げている²²。一方、なおIFRS for SMEs 第2節では、財政状態を表すための構成要素として資産、負債および所有者持分を、経営成果を表すための構成要素として収益・利得および費用・損失のみを挙げている。

中小企業における会計情報の特徴は、投資家等からする社会的ニーズに応え

22 FASBの概念フレームワーク第6号は「財務諸表の要素」として資産、負債、所有者持分または純資産、包括利益、収益、費用、利得・損失を挙げている。またIASCの概念フレームワークは財政状態を表す要素として資産、負債、所有者持分を、経営成果を表す要素として収益・利得、費用・損失、資本維持修正を挙げている。

るためというよりは、会社法の規定による他律的なものであるとともに、企業の経営者に対する経営管理のための自律的なものであるという性格が強いという二元的な特性がみられることである。そして中小企業における会計情報の必要性は、管理会計的側面に重きが置かれるといえる。このように考えると中小企業の財務諸表の構成要素は複式簿記におけるものの他、費用の内訳としての管理可能費・管理不能費に係る情報や変動費・固定費に係る情報、経営活動の部門等別の収益・費用情報、さらに経営政策の決定・変更に資する特殊原価情報といったものが重要であり、臨時的な特殊原価情報は別として、情報提供頻度も月次決算ないし短期損益計算や週単位の原価計算等への要請も高くなるであろうと考えられる。

(4) 中小企業の会計にかかる認識と測定

日本版概念フレームワークにおいて「財務諸表における認識と測定」についてはまず、「認識」と「測定」の意義を述べたのち、「認識」については「財務諸表の構成要素」の定義を充足した各種項目の認識は、基礎となる契約の、原則として少なくとも一方の履行が契機となることに加え、一定程度の発生の蓋然性が求められるとしている。また「測定」については、「財務諸表の構成要素」に従い、現在用いられている方法に加えて将来用いられる可能性のある方法を含むとして、表3のように示している。

表3 日本版概念フレームワークにおける認識と測定

要素	方法
資産	取得原価、市場価格、割引価値、入金予定額、被投資企業の純資産額
負債	支払予定額、現金受入額、割引価値、市場価格
収益	交換に着目した測定、市場価格の変動に着目した測定、契約の部分的な履行に着目した測定、被投資企業の活動成果に着目した測定
費用	交換に着目した測定、市場価格の変動に着目した測定、契約の部分的な履行に着目した測定、利用の事実に着目した測定

(出所)企業会計基準委員会(2006)第4章から筆者作成

これに対してIFRS for SMEs 第2節では、「資産、負債、収益・利得、費用・損失の認識」、「資産、負債、収益・利得、費用・損失の測定」、「認められた認識・測定の諸原則」、「発生主義」、「財務諸表における認識」、「第一次測定」、「第二次測定」、「総額主義」が扱われている²³。

中小企業の意義と範囲を指針の規定に従い、金融商品取引法適用会社並びにその子会社および関連会社、会計監査人設置会社およびその子会社を除く株式会社とし、また、特例有限会社、合資会社、合名会社および合同会社をも視野に入れたとき、中小企業の会計は会社法の定めるところによることが本来の姿と考えられる。つまり、近未来情報としての時価会計の必要性は低いといえる。しかし、経営者は時価に対しても少なからず関心を持つので、1966年にアメリカ会計学会が提唱したA Statement Of Basic Accounting Theory (ASOBAT) において提唱されたような²⁴原価・時価併記の財務諸表を作成することは対経営者情報として意味があろう。

VI. 終わりに

以上のように、文献研究に基づいて、我が国の事情を考慮に入れながら我が国中小企業にとって最適な会計の概念フレームワークはいかなるものであるべきかについて検討を行った。

中小企業会計の概念フレームワークの必要性について、中小企業の実情・実態に合った独自または固有の中小企業の会計基準の設定の必要を認めることにより、その上に立つ「中小企業会計の概念フレームワーク」の必要性は大いにあ

23 IASCの概念フレームワークは「財務諸表の構成要素の認識」、「財務諸表の構成要素の測定」および「資本及び資本維持の概念」に分けて述べており、最初の「財務諸表の構成要素の認識」については、「将来の経済的便益の蓋然性」、「測定の信頼性」、「資産の認識」、「負債の認識」、「収益・利得の認識」、および「費用・損失の認識」に分けて説明している。また「財務諸表の構成要素の測定」については「取得原価」、「時価（現在原価）」、「実現価値」および「現在価値」を挙げている。しかしIFRS for SMEsそのものは、その基本的なスタンスがIFRSの簡略版であるが、その認識・測定の基本的な基準は、IASCの概念フレームワークとIFRSによっている。

24 詳しくはASOBAT Appendix B (A set of illustrated statements) pp.81ff参照。

るといえる。また、中小企業会計の目的は会社法の規定による所有者への会計情報の提供は他律的目的であり、それよりも中小企業が重きを置くのは経営者の経営管理のための会計情報の提供という自律的目的であるということも明らかである。そこから中小企業の会計情報の質的特性においても、財務会計（他律的）と管理会計（自律的）とを考えると、管理会計にウエイトのかかった情報が重要であると紐づけられる。さらに、中小企業の会計情報の構成要素としては、財務会計による財務諸表（他律的）においては、資産、負債、純資産、収益・利得、費用・損失を、管理会計による財務諸表（自律的）においては、財務諸表の構成要素の他に、管理可能費・管理不能費、変動費・固定費および部門等別の収益と変動費並びに必要に応じた特殊原価がその目的に合致した構成要素として挙げられることとなる。最後に、中小企業の会計に係る認識と測定について、財務会計（他律的）では、会社法の規定によることが望ましく、一方、会社法に規定のない事項については税法基準によることが望ましい。また、会社法にも税法基準にもない事項については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」によるものとする。管理会計（自律的）としては、目的に応じて認識し、原価または時価により測定することが妥当である。

中小企業について、その企業属性等に応じ、中小企業の実態をより適切に示した財務諸表を作成することが、社会的信頼性の獲得に繋がると考えられることから、大企業の会計基準とは別個の中小企業会計基準が必要であったことから、指針や要領等が公表され、並列して存在することとなり、現在、会計基準が多様化している。また、これらの我が国の中小企業に関する会計基準に対する概念フレームワークが存在せず、今後内的整合性がある一貫した会計基準を設定するためにも、これらの中小企業会計基準を基礎づける概念フレームワークが重要である。本稿ではこれらの考察を行ったが、今後、我が国の状況を十分かつ慎重に加味し、我が国中小企業にとって最適な概念フレームワークを早急に作成しなければならない。

参考文献

- AICPA（2013）Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities.
- IASB（2009）International Financial Reporting Standards for Small- and Medium-sized

Entities.

- IASB (2010) *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010* (IASB 財団編、企業会計基準委員会 財務会計基準機構監訳『2011国際財務報告基準』中央経済社)。
- IASB (1989) *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.
- 岩崎勇 (2015) 「我が国における中小企業会計の概念フレームワークの提言—米国中小企業会計の概念フレームワークを参考にして—」、『中小企業会計研究』創刊号、2-15頁。
- 神森智 (2010) 「中小企業会計の概念フレームワーク—その必要性と試案—」、『松山大学論集』第21巻第4号、293-314頁。
- 河崎照行 (2016) 『最新 中小企業会計論』中央経済社。
- 河崎照行 (2012a) 「中小会計要領の全体像と課題」、『企業会計』第64巻第10号、25-31頁。
- 河崎照行 (2012b) 「日本における中小企業会計の現状と課題」、『甲南会計研究』No.6、1-9頁。
- 河崎照行 (2013) 「新『概念フレームワーク』と中小企業会計」、『国際会計学会年報』2012年度第2号、69-81頁。
- 河崎照行 (2014) 「最新・中小企業会計論(6)」、『TKC』2014年8月号、8-13頁。
- 神森智 (2010) 「中小企業会計の概念フレームワーク—その必要性と試案—」、『松山大学論集』第21巻第4号、293-314頁。
- 企業会計基準委員会 (2006) 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』。
- 中小企業の会計に関する検討会 (2012) 『中小企業の会計に関する基本要領』。
- 中小企業庁調査室 (2018) 「2018年版 中小企業白書・小規模企業白書 概要」
http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H30/PDF/h30_pdf_mokujityuuGaiyou.pdf
- 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会 (2018) 『中小企業の会計に関する指針』
- 平賀正剛 (2010) 「中小企業のためのIFRSに関する一考察」、『国際会計研究学会年報』157-170頁。
- 藤川美雄 (2011) 「中小企業向けIFRSの概要と特徴」、『京都学園大学経済学論集』第20巻第2号、33-42頁。
- 山田辰巳 (2010) 「概念フレームワーク改訂プロジェクトについて—経緯と議論の現状」、『企業会計』第62巻第8号、23-30頁。